

# ラムサール条約湿地自治体認証の運用ガイダンス

2023年4月

## 目次

1. [湿地自治体認証の背景](#) 1
2. [湿地自治体認証の手続きおよび基準の概要](#) 3
3. [認証評価の手順](#) 4
4. [新規認定に関する管理当局（AA）のガイダンスノート](#) 5
5. [新規認定に関する都市向けガイダンスノート](#) 7
6. [評価プロセス](#) 10
7. [表彰プロセス](#) 11
8. [更新プロセス](#) 11
9. [湿地自治体認証のための行政](#) 12
10. [モニタリング・評価プロセス](#) 14
11. [湿地都市ネットワーク](#) 14

# 1. 湿地自治体認証の背景

条文第 3.1 条では、締約国は、自国の領土における湿地の保全と可能な限りのワイズユース（賢明な利用）を促進するような計画を策定し実施することとしている。また、ラムサール条約第 10 回締約国会議（COP10）は、人の居住地とその周辺の湿地に関して、すべての締約国に対して以下のことを要請した。

都市部および都市部周辺の自然環境における湿地の重要性を十分に認識し、これらの湿地を保全・保護するために、各国の事情に配慮しながら、適切な措置を講じること。

さらに、決議 X.27 は以下を奨励した。

締約国は、湿地の保全と賢明な利用に関する計画の策定や運用について、地方公共団体のうち特に計画策定に携わる部門からの参画を促す。具体的には、

- a) 都市部が湿地に与える直接的および間接的な環境影響を評価し、
- b) 都市部および都市周辺部の湿地の生態系機能を保全または向上させ、都市部における湿地の生産物や生態系サービスの消費に伴う悪影響から保護することを求める。

締約国の努力を評価するとともに、決議 X.27 はさらに以下を奨励した。

締約国は、都市部および都市周辺部の湿地での賢明な利用を含む模範的な管理を行う自治体を表彰し、これらの自治体の活動を普及させるため、優良事例として記録すること。

また、決議 XI.11 の目的達成のために、COP11 は次のことを確認した。

都市部の湿地とは、市、町、その他の都市部の境界内にある湿地であり、都市周辺部の湿地とは、都市部の郊外と農村部の間に隣接して位置する湿地である。

都市部および都市周辺部の湿地に係る計画策定と管理に関連した内容を含む決議 XI.11 は、締約国に一連の指針を提供し、湿地管理および都市計画・開発コミュニティの両方に対して、将来的に起こり得る都市開発と湿地管理に関する実践的なガイダンスを示すことを意図したものである。決議 XI.11 を通して、COP11 は、都市計画・管理と湿地の賢明な利用を同時に検討するための 5 つの政策指針を採択した：

- 政策原則 1：湿地と湿地が提供するさまざまなサービスは、都市部と都市周辺部の居住を支える基盤として不可欠な要素である。
- 政策原則 2：湿地の賢明な利用は、社会的及び環境的に持続可能な都市部と都市周辺部の地域を支えるものである。
- 政策原則 3：都市の開発や管理の結果、湿地がさらに劣化したり、喪失することは避けるべきであり、それが不可能な場合は、影響を低減させ、湿地の再生などのオフセットによって悪影響に対応する必要がある。
- 政策原則 4：都市部と都市周辺部空間計画や湿地管理の意思決定に関わる先住民や地元コミュニティ、地方公共団体、政府による参画は、持続可能な都市部と都市周辺部の居住地を設置するために不可欠である。
- 政策原則 5：自然災害や人為的災害の脅威と、それらが都市部の住民や湿地に与える影響は、災害に対する回復力を高めるために、政府の優先的かつ収束的な行動を必要とする。

政策方針の意図するところは、様々な実用的な手段を促進することであり、その結果、次のようなことが可能になる。

湿地帯のより良い維持・向上と合わせて、より持続可能な都市開発を実現する。実践的な原則は、以下の5つの分野をカバーしている。

*実践原則1：湿地帯の保全*

*実践原則2：湿地の再生と創出*

*実践原則3：湿地帯の価値の理解*

*実践原則4：利害関係者の参画*

*実践原則5：統合的な計画*

決議 XI.11 は、都市部および都市周辺部の自然環境における湿地の賢明な利用を実現するためのガイダンスを提供することに加え、条約に次のことを要請した。

この認定は、*湿地に関して強く前向きな姿勢を示す都市に、積極的なブランディングの機会を提供することになる可能性がある。*

この要請を受け、COP12 では、決議 XII.10 の採択により、任意参加の湿地自治体認証制度の設置が承認された。決議 XII.10 の附属書は、この認定によって、国際的に重要な湿地やそれ以外の湿地の近隣に位置しその湿地に依存する都市が、より多くの活動に参加し、湿地に対する理解を深め配慮をすることにより、地域の計画策定や意思決定などにおいて、より前向きな動きに繋がることを期待した。

このように、ラムサール条約の湿地自治体認証制度は、湿地の保全と賢明な利用、地域および国際協力を促進し、地域住民のために持続可能な社会経済的利益を生み出す取組だと評価されている。

決定 SC52-16 を通じて、常設委員会（SC）は、独立諮問委員会（IAC）の構成とメンバーを承認した。決議 XII.10 の附属書では、湿地自治体認証の候補都市は、その領土にある締約国によって提案され、附属書に記載された認定手続きを完了させた後、IAC によって認定湿地都市として承認されることが説明された。

決議 XII.10 に示された基準の適用により、COP13 は、都市湿地を保護するために例外的な措置を講じた 18 都市を認め、任意参加の湿地自治体認証システムを通じてこれらの都市を正式に認定した。さらに、決議 XIII.16 では、都市、締約国、利害関係者が湿地の賢明な利用と保全、その他の持続可能な開発のイニシアティブを認識し、支援を推進する湿地自治体認証の役割を認めた。

しかし、第 57 回 SC の報告と決定では、湿地自治体認証に関して、特にラムサール条約のフラッグシップとして成功した取組であることから、運用指導や手続きに関する事項を改善する必要性があると指摘された。

前述の課題に対処するため、独立諮問委員会は湿地自治体認証の更新に関する決議案を作成し、COP14 で採択された（決議 XIV.10）。この決議には、認定基準、プロセスの概要、更新手続き、授与手続き、更新手続き、管理などの新しい更新要素が含まれている。また、湿地自

治体認証のための運用ガイドンスの内容も提案され、この運用ガイドンスはこれに基づくものである。

この運用ガイドンスは、条約で採用されている既存の基準や手続きをとりまとめ、ラムサール条約に基づく湿地自治体認証の推薦、認定、更新の手順についてさらに明確にすることを目的とする。

## 2. 湿地自治体認証の手続きおよび基準の概要

### 手続き

運営ガイドンスの以下のセクションは、湿地自治体認証の手順に関する情報を示す。手順全体は、以下の3つの明確な、しかしながら、相互に関連する段階に分けることができる：

**【第一段階】 推薦及び認定手順：**事務局は、「認証評価の手順」（セクション3）に従う。プロセスの最初の段階は、募集要項を公表することである（セクション4）。ガイドンスノートは、以下の両者について提供される。管理当局（AA）（セクション4）および認定申請を希望する都市（セクション5）。すべての申請には、標準化された推薦書と評価書が使用される（附属書1）。

**【第二段階】 認定プロセス：**このプロセスは、SCが認定を受ける都市について勧告を行った後に開始され、手続きは次のCOPまで続く。

**【第三段階】 更新プロセス：**このプロセスは、都市が2回のCOPサイクル（通常6年）後に認定の更新を希望する場合に開始される。

### 基準

決議 XII.10 は以下の基準を定め、決議 XIV.10 はその基準を更新した：

-湿地自治体認証の対象となる都市は、国際連合人間居住計画（UNHabitat）の定義に従った都市または例外の種類 of 居住地域で、独自のガバナンスシステムを持つものである。

-正式に認定されるためには、ラムサール条約の湿地自治体認証の候補都市は、以下の国際基準を満たす必要がある：

基準 1. ラムサール条約湿地、またはその他の湿地保全区域の全部または一部がその管轄内にあり、都市にさまざまな生態系サービスを提供している

基準 2. 湿地とその生態系サービスの保全のための措置を実施している

基準 3. 湿地帯の再生または管理に関する措置を実施している

基準 4. 管轄下にある湿地に関する、統合的な空間／土地利用計画の課題や改善措置等を検討している

基準 5. 地域に関連する情報を提供することによって、湿地の価値に対する国民の意識を高め、意思決定プロセスに現地の利害関係者が参加することを可能にしている

基準 6. 湿地に関する適切な知識と経験を有し、利害関係者が出席する協議会等を設置し、ラムサール条約湿地自治体認証の申請準備と、認定資格を維持するための適切な措置を支援している

基準については、運用ガイダンスの第 5 章と附属書 1 で詳しく解説している。

### 3. 認証評価の手順

以下の表 1 のスケジュールは、「Year 0」が COP の開催年であり、「Year 1」、「Year 2」、「Year 3」がそれ以降の年であることを前提としている。2 回の COP サイクルは通常 6 年間と想定しているが、不測の事態や条約暦の予期せぬ変更により、このサイクルが変更された場合には、スケジュールの修正が必要となる。

タイムテーブル 1：認証手順のスケジュール

基準年	行動
0 年目 (COP 開催年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>- COP 直後の SC 会議において、SC は各地域から IAC の代表を指名する。</li> <li>- IAC の新しい任期が始まり、次の 3 年間の作業計画と議長および共同議長の選出が行われる。</li> </ul>
1 年目	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 前回の COP から最大 6 ヶ月以内に、事務局は新規および更新認定の申請募集を開始する。</li> <li>- 関心のある都市は、申請書を作成し、行政当局 (AA) の責任者に送付する。</li> <li>- AA 責任者は、オンライン申請により事務局に申請書を提出する。</li> </ul>
2 年目	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 事務局から IAC に申請書を転送し、審査を受ける</li> </ul>
3 年目	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 年次 SC 会合の 3 ヶ月前までに、IAC が申請を審査し、認定・更新都市を決定する。</li> <li>- SC の年次総会で、IAC は SC にその決定を報告する。</li> <li>- SC は IAC の報告書に留意し、会議終了後、事務局に対して以下の対応を指示する：</li> <li>- 事務局は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 新たに認定された都市と更新された都市のリストを発表する。</li> <li>b) 新たに認定された都市をそれぞれの NFP (政府窓口) を通じて、次の COP での認定証授与式に招待する。</li> <li>c) IAC と開催国の支援を受けて式典の準備を行う。</li> </ul> </li> <li>- COP において、認定都市の表彰が行われる。</li> </ul>

## 4. 新規認定に関する管理当局（AA）のガイダンスノート

### 募集要項

ラムサール条約の湿地自治体認証に関する決議 XII.10 は、湿地の保全と賢明な利用、地域および国際協力を促進し、地域住民に持続可能な社会経済的利益をもたらすための枠組みを設置した。

決議 XII.10 には次のような記載がある：「この認定により、湿地、主に国際的に重要な湿地やそれ以外の湿地の近隣に位置しその湿地に依存する都市が、参加と認識を高め、地域の計画や意思決定における湿地への配慮を通じて、これらの湿地との好ましい関係を築くことを奨励するだろう。」

決議 XII.10 附属書第7項で定めるラムサール条約の湿地自治体認証の枠組みには、次のような記載がある：「湿地自治体認証の候補都市は、その領土にある締約国によって提案され、以下に説明する認定手続きを完了した後、独立諮問委員会によって認定された湿地都市として承認されるであろう。新たに認定された都市は、本枠組みに基づく湿地都市のグローバルネットワークに加わる。ラムサール条約の湿地都市としての認定は、都市または締約国にいかなる法的権利または法的義務を付与することを意図していない。」

決議 XII.10 は、締約国に対し、IAC に転送するための提案を事務局に提出するよう求めている（パラグラフ 13 と 14）。スケジュール（表 1）に従い、事務局は新規および更新申請の募集を前回の COP から最大 6 ヶ月以内に開始する。

### 一般的なガイダンス

湿地自治体認証申請書は、申請する都市または居住地により、条約の 3 つの採用言語、すなわち英語、フランス語、スペイン語のいずれかを用いて用意される必要がある。湿地自治体認証申請書の記入を支援するため、3 つの言語のそれぞれで「都市のためのガイダンスノート」が作成されている。

湿地自治体認証申請書に記載する情報は、明確かつ簡潔でなければならない。記入した湿地自治体認証申請書の長さは、各項目ごとに指定された字数制限を超えないようにしなければならない。

湿地が十分に研究され、記録されている都市や、特別な現地調査の対象になっている都市の場合、湿地自治体認証申請書に収まらないほどの情報が得られるかもしれない。申請都市は、種の生息状況に係る分類学的リスト、管理計画、法的文書の写しなどの追加情報を添付するのではなく、適切なフィールドに簡潔だが包括的な要約を提供することが奨励される。

### 管理当局の具体的なガイダンス

#### 申請都市の責務

申請を行う都市当局の権限のある代表者は、提供されたガイダンスに照らして認定フォームをチェックし、承認する必要がある。グループ A のすべての質問に回答し、適切な補足情報を提供することが不可欠である。

複数の都市が共同で提出する場合、各機関の代表者が申請書を確認・承認する必要があり、その後、その国の行政当局に送付され、ラムサール条約事務局に湿地自治体認証申請書が正式に提出されることとなる。

### 管理当局の責務

各締約国は、湿地自治体認証のための国際的な基準を検討する際に、地域の状況を考慮することが奨励される。行政当局内のラムサール条約担当部局は、ラムサール条約の目的、アプローチ、指針、決議に精通しているべきである。

決議 XII.10 は、湿地自治体認証への参加を希望する締約国は、どの都市を推薦するかを決定するために、国内審査を行うことを規定している。国内審査の一環として、管理機関は、湿地自治体認証のための個々の推薦が、締約国にとって、特に以下のような貢献をする上でどのように役立つかを検討することが推奨される：

- a. ラムサール条約戦略計画 2016-2024。目標 1 -湿地の喪失と劣化の要因への対処：個別目標 1.
- b. ラムサール条約戦略計画 2016-2024。目標 3「すべての湿地の賢明な利用：個別目標 13.
- c. 今後の戦略計画のその他の個別目標
- d. 持続可能な開発目標（SDGs）。特に、目標 6「水・衛生の利用可能性」、目標 11「持続可能な都市」、目標 14「海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用」、目標 15「陸生生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性」への貢献。ラムサール戦略計画が SDGs の実現にどのように貢献するかについての詳細は、<http://www.ramsar.org/document/how-the-ramsar-strategic-plancontributes-to-the-sustainable-development-goals-sdgs> を参照。
- e. 湿地の賢明な利用、特に人間居住の持続可能な開発に関する国家目標および計画。

管理当局（AA）が複数の申請を受けた場合、提案された申請書が必要な申請基準に完全に適合していることを確認しなければならない。

### 行政当局による承認

記入された「湿地自治体認証申請書」を受領し、確認した後、管理当局（AA）のラムサール条約担当部局は、申請書を確認し、必要に応じて申請書の最後に正式な承認を与える。申請書が基準に適合していない場合、担当部局は、欠点を明確に説明した上で、申請都市に返送する必要がある。都市は、再考して再提出をするよう奨励されるべきである。担当部局は、申請書が基準に完全に適合していることを確認したら、申請書をオンラインでラムサール条約事務局に、遅くとも募集要項で公表された期日までに提出しなければならない。

## 5. 新規認定に関する都市向けガイダンスノート

### 一般的なガイダンス

湿地自治体認証申請書は、条約の3つの作業言語（英語、フランス語、スペイン語）のいずれかで記入する必要がある。湿地自治体認証申請書と都市向けのガイダンスノートは、3つの作業言語のそれぞれで入手可能である。

湿地自治体認証に記載される情報は、明確かつ簡潔でなければならない。記入された湿地自治体認証申請書の長さは、各分野に指定された字数制限を超えないようにしなければならない。

湿地が十分に研究され、記録されている都市や、特別な現地調査の対象になっている都市の場合、湿地自治体認証申請書に書き切れないほどの情報が得られるかもしれない。申請都市は、適切な欄に簡潔かつ包括的な要約を記入しなければならない。また、追加情報として、種の生息状態に係る分類学的リスト、管理計画、法的文書の写しなどを提出することができる。

湿地自治体認証は、2つのCOPサイクル（通常6年間）有効で、その後、6つの基準のそれぞれを満たし続けることを条件に更新する必要がある。独立諮問委員会（IAC）による審査が必要である。

### 湿地自治体認証推申請の記入欄の具体的なガイダンス

#### 背景情報

**1a.国名：** 締約国/国名

**1b.都市の名称：** 湿地自治体認証の対象となる「都市」は、国際連合人間居住センターの定義に従った都市またはその他のタイプの人間居住地であることができる。「人間居住」とは、(a)シェルターやインフラなどの物理的要素、(b)物理的要素が支援するサービス、すなわち教育、健康、文化、福祉、レクリエーション、栄養などのコミュニティサービスからなる統合的概念である。(出典) 国連(1997)環境統計の用語集：Studies in Methods, Series F, No. 67. Department for Economic and Social Information and Policy Analysis, Statistics Division. United Nations, New York. 96pp.) である。

**1c.地理的座標：** 都市のおおよその中心地を示す地理的座標を緯度と経度で表したもの（例：01°24'S 104°16'E または 010°30'N 084°51'W という形式）。

**1d.行政地図と湿地帯地図：** 地図が提供されたことを確認するために、黄色のボックスにチェックを入れる。都市とその湿地の最新の入手可能な地図を、湿地自治体認証申請書に添付する必要がある（ハードコピー、可能であれば電子形式も）。少なくともハードコピーの地図は、都市が認定を受けるための検討材料として必要である。地図には、市の行政区域、指定されたラムサール条約登録地の境界、その他の湿地帯が明確に示されていなければならない。地図がデジタル（GIS）形式で作成されている場合は、参照されたサイト境界のベクトルと属性表を提供するGISファイルを送付する必要がある。また、サイト境界を示す別の画像ファイルを一般的な画像形式（TIFF、BMP、JPG、GIFなど）で送付する必要がある。

**1e.都市の面積：** 正式な行政区域内にある都市の総面積（ヘクタール）。

**1f.区域内の湿地帯の概算面積：** 行政区域内の湿地帯の総面積を示し、可能な限り自然・人為的な区域の割合を示すこと。個別の湿地単位の面積がわかっている場合は、これらの単位を識別し



区別するために使用される名称（またはラベル）を示し、行政地図および湿地地図に表示させること。

**1g.湿地タイプ**：都市内に存在する湿地タイプの全範囲をリストアップすること。可能であれば、最も大きな面積を持つ湿地タイプから順にリストアップする。締約国会議の勧告 4.7 によって承認され、決議 VI.5 および VII.11 によって修正された湿地分類に関するラムサール条約湿地分類法は、それぞれの湿地分類コードがカバーする湿地分類の説明を提供する（附属書 2 参照）。湿地分類は、海洋沿岸域湿地、内陸湿地、人工湿地の 3 つの大きなカテゴリーに分類されており、特に大規模なラムサール条約湿地では、これらのカテゴリーのうち 2 つ以上のカテゴリーに属する湿地分類が存在する可能性があることに注意する。海洋・沿岸湿地タイプ（例：河口域（タイプ F）または潮間帯森林湿地（タイプ I））は、海岸線からはるか内陸に存在し、逆に内陸湿地は海岸線の近くに存在することがあるので、このセクションの追加テキストで、内陸または海洋・沿岸として、海岸線に対するサイトの地理的一般位置を示すこともできる。

湿地分類の面積的優位性を記載する場合、可能であれば、（様々な湿地分類が混在する複雑な状況では困難な場合があるが）面積を記載する。

### 認定基準

グループ A：湿地の保全と賢明な利用を実現することに基づく基準

#### 基準 1

**A1.都市の行政区域の全部または一部にあるラムサール条約登録地を挙げる**：都市の行政区域の全部または一部にラムサール条約登録地がある場合、その都市を推薦することができる。指定されたラムサール条約湿地の正確な名称を、条約の 3 つの作業語（英語、フランス語、スペイン語）のうち 1 つで記入する。現地語を含む代替名称は、正確な名称の後に括弧書きで記載する必要がある。ラムサール条約情報票に記載されている正式なラムサール条約登録地の名称と番号は、<https://rsis Ramsar.org/>で入手できる。ない場合は、「なし」と記載する。

#### 基準 2

**A2.都市の行政区域の全部または一部にある、その他の湿地保全サイトを挙げる**：都市の行政区域の全部または一部にラムサール条約湿地がなくても、都市が依存する生態系サービスの提供への貢献という点で重要であると考えられる他の湿地保全地域がある場合、都市を推薦することができる。湿地（または湿地保全地）の正確な名称を、条約の 3 つの公用語（英語、フランス語、スペイン語）のうち 1 つで記入する。現地語を含む代替名称は、正確な名称の後に括弧書きで記載する必要がある。行政境界内の湿地が、各締約国によって確立された保護地域カテゴリー、または IUCN カテゴリー（附属書 3）、その他の関連する国際的な保護地区指定、および越境湿地の場合は、サイトの全部または一部に関連する二国間または多国間の保護措置に、（ラムサール条約湿地に追加または分離して）関連する保護地域を有しているかどうかを示すこと。保護区が設定されている場合、設定日および保護区の規模を示す。湿地の一部のみが保護区に含まれる場合は、保護される湿地の面積を記載すること。都市内にある湿地が法的に保護されていない場合、認証の検討のため、フォームのグループ B に追加情報を提供することが強く推奨される。

**A3.国または地方の政策、立法またはその他の適切な措置、規制手段**：都市は、開発が湿地帯の劣化や破壊を回避することを証明できれば、認定を受けることができる。これを達成するために、都市は、適切な規制と実施に支えられた、強力な一連の法的または政策的手段を備えている必要がある。これには、国、州、または市の法律、地域の条例、規制、政策、計画などが含まれる可

能性がある。湿地帯の劣化や喪失を積極的に防止するために、都市が使用している国や地方の政策、立法措置、規制手段について記述する。(最大 2500 文字まで)。

**A4. 湿地帯の回復と創出：**都市環境において、湿地が人間の幸福を高める上で重要な役割を果たすことができるという、かなりのエビデンスがある。都市は、都市部の、特に水管理インフラの要素として、湿地の回復や創出を積極的に奨励していることを証明できれば、認定の対象とすることができる。例えば、都市は、レクリエーションや地域の気候調節といった他の利点も提供しながら、都市部の洪水管理に役立つ多機能湿地を造成しているかもしれない。危険からの保護、気候の冷却、水質の改善、教育の機会の提供など、都市インフラの要素として、市内で湿地が造成または復元された具体例（場所と実施された措置の概要）を示す（記述：最大 2500 文字）。

**A5. 空間計画と統合された都市管理：**都市における湿地の賢明な利用は、優れた計画、スチュワードシップ、管理によって強く影響され、その結果、現在および将来の世代のための持続可能な社会的および経済的発展に貢献することができる。都市は、空間計画や統合的都市管理の要素（統合的河川流域管理、空間ゾーニング、水資源管理、交通インフラの開発、農業生産、燃料供給、貧困緩和、汚染防止、洪水リスク管理、災害リスク軽減など）を通して、湿地の重要性を考慮していることを証明できれば、認定を受けることができる。空間計画や統合都市管理の要素の中で、湿地の重要性が十分に考慮されるようにするための方策（計画、政策、手続き、ガイダンス、法律など）を記述すること。(記述：最大 2500 文字)

## 都市の承認

申請を行う都市当局の権限のある代表者は、提供されたガイダンスに照らして認定フォームをチェックし、承認する必要がある。すべての質問に回答し、適切な補足情報を提供することが不可欠である。

複数の都市が共同で申請する場合、各当局の代表者がフォームを確認・承認し、その国の管理当局（AA）に送付する必要がある。3 つ以上の当局が提出する場合は、さらにボックスを挿入すること。

都市当局のフルネーム、役職、住所、連絡先を記入すること。認定フォームには、その国の管理当局に提出する前に、署名と日付を記入すること。

## 管理当局による承認

記入され、署名された湿地自治体認証申請書を受け取ると、管理当局のラムサール条約に関する指定担当部局は、申請書を確認し、適切であれば、申請書の最後に正式な承認をする。その後、申請書はラムサール条約事務局に送られ、その後、決議 XII.10 に基づいて設立された独立諮問委員会に送られ、審査と最終決定が行われる。

管理当局のラムサール条約に関する担当部局が、記入された認定フォームの適切なチェックを行うためのガイダンスは別途用意されている。

## 6. 評価プロセス

### 目的

記入され、署名された申請書の評価は、IAC によって行われる。評価 フォームは、締約国がラムサール条約事務局に提出した申請を審査する際に、IAC のメンバーを支援するために作成された。評価フォームは、申請書の客観的な評価を容易にし、認定基準に基づく審査員の健全な判断を促進するためのツールとして機能する。評価フォームは附属書 5 に記載されている。本フォームは、英語、スペイン語、フランス語の 3 言語で作成されている。

### IAC メンバーへの指示

ラムサール条約常設委員会の合意により、都市は、所定の基準（グループ A.）をすべて満たした後に、正式な認定を受けることが検討される。（湿地の保全と賢明な利用を実現することに基づく基準）。適合性を判断するために、審査員は申請書の形式と内容を調べなければならない。

潜在的な利益相反を避けるため、IAC の審査員は、自分の出身国または現在居住している国からの申請書を審査することはできないことになっている。

各申請書は、客観的な評価のために、少なくとも 2 人の IAC 審査員によって審査される。

IAC の審査員は、認定基準に対応する評価フォームの質問に、適切なボックス（「はい」または「いいえ」）にチェックを入れて回答することになっている。以下の場合、そのエントリーは基準に適合しているとみなされる。

- a. 主な考えを明確に説明するのに十分な情報が提供されている。
- b. 提供された情報が適切であり、基準をサポートしている。

申請書のグループ A の基準で空欄が見つかった場合、自動的に申請は無効となる。同様に、申請書がグループ A の基準のいずれにも適合しない場合（「No」）、審査員は評価手続きを中止し、直ちに申請を無効とする。不適合な申請書については、審査員はその理由を簡潔に述べることが要求される。

グループ B の質問は、都市に関する追加情報を得るためのものである。ほとんどの場合、グループ B の評価結果は全体の評価結果に影響を及ぼさない。もし、その都市の湿地が法的な保全状態にない場合、グループ B で提供された追加情報は、認定のためのさらなる検討に使用することができる。

推薦が承認されると、その後のラムサール締約国会議への提出のため、IAC から常設委員会に提出されることになる。

## 7. 表彰プロセス

表彰のプロセスは以下の手順で行う：

- ・ 事務局は、新たに認定を受けた都市の代表者を、それぞれの担当部局（NFP）を通じて COP での授賞式に招待する。ただし、授賞式への出席にかかる費用は認定都市の代表者が負担するものとする。
- ・ 事務局は、認定都市に対して湿地自治体認定証を作成する。
- ・ 認定都市の代表者は、表彰式に出席するかどうかを、各国の担当部局（NFP）または管理当局（AA）の長を通じて事務局に通知する。
- ・ COP に関するサブグループは、COP 期間中の表彰式を予定する。
- ・ 事務局長は、表彰式で新たに認定された各都市の代表者に認定証を交付する。

IAC は、表彰式の正確な内容を決定する上での開催締約国の役割を認識しつつ、以下のガイドンスを提供する：

- ・ COP のサブグループは、COP で認定を公に認知するためのプロセスとして、COP 期間中の表彰式に適した時期を提案すべきである。
- ・ 表彰式は、新たに認定を受けた都市への認定証の授与に限定すべきである。
- ・ 都市に関する映画や宣伝資料は、背景となる各都市の写真を除き、式典の一部とすべきではないが、サイドイベントや別のフォーラムなど別のセッションの一部としたり、展示ブースを設けることは可能である。
- ・ 表彰式で認定証を受け取るのは、各都市の代表者 1 名のみとする。
- ・ 湿地自治体認定証は、額装し、A3 サイズ以上とする。

## 8. 更新プロセス

都市は、認定を更新することが推奨される。更新手続きは、次のような手順で行うことが望ましい。

- ・ 湿地自治体認証更新の募集は、認定期間終了の 2 年前に事務局から発表される（第 3 章のスケジュールを参照）。
- ・ 認定都市の代表者が更新フォーム（附属書 6）に記入し、管理当局（AA）の指定の担当部局（NFP）に送付して確認する。
- ・ 担当部局は、更新フォームを確認する。担当部局は、更新フォームを確認し、不備がなければ、署名して事務局に提出する。
- ・ 事務局は、更新フォームを IAC の議長に転送する。

- ・ IAC は、各都市から受け取った更新フォームを検討する。
- ・ 明確な説明が必要な場合、IAC は更新フォームを担当部局に返却し、適切な対応を求めることができる。
- ・ IAC は、更新に必要な基準を満たした都市のリストを常設委員会（SC）に報告する。
- ・ 常設委員会（SC）は、IAC の報告を受け、事務局に申請都市に更新の結果を通知するよう指示する。
- ・ 事務局は、湿地自治体認証専用ウェブページに都市の更新状況を掲載する。

都市は、湿地自治体認証の更新を希望しない場合もある。

都市が更新を希望しない場合、認定都市の正式な代表者は、指定された 担当部局に通知しなければならない。

湿地自治体認証更新の呼びかけに応じた担当部局は、その決定を事務局に伝え、事務局は IAC に通知することになる。認定中止の正式な通知は、事務局から湿地自治体認証専用ウェブページに、新規・更新の湿地都市の通知とともに掲載される予定である。

## 9. 湿地自治体認証のための行政

### 独立諮問委員会の付託事項

#### 独立諮問委員会 (IAC) の責務

- IAC は、認証の決定を完了するために、この附属書内に概説された基準と手順、及び湿地都市認定のための運営ガイダンスの条件を用いて、独自の会期中作業計画を策定する。
- IAC は、新規認定申請書を審査し、提案された都市を認定するかどうかを決定する。各申請書は、IAC の最低 2 名のメンバーによって審査され、申請都市と同じ国籍のメンバーには割り当てられない。
- IAC は、更新認定申請を審査し、提案された都市の認定を更新するかどうかを決定する。各申請は、最低 2 名の IAC メンバーによって審査され、申請都市と同じ国籍のメンバーは割り当てられない。
- IAC は、新規認定及び更新認定に関する決定を、COP の次回会合に先立つ常設委員会の最終本会合に報告する。
- IAC は、湿地自治体認証の運用指針を通じて、都市及びその他の人間居住がどのように申請書及び更新フォームを作成すべきか、特に要求される詳細度及び必要な裏付け証拠の種類に関する指針を発表する。
- IAC は、必要に応じて、担当部局のために、どのように IAC に提案する都市を決定するための国内審査を行うことができるかについてのガイダンスを発行し、編集された認定フォームが基準を遵守していることを確認するために評価する。

- g. IAC は、湿地自治体認証のための運用ガイダンスを通じて、どのように透明かつ客観的に申請を審査し、基準が満たされ、都市が認定されるかどうかを決定するかについてのガイダンスを発行する。

### 独立諮問委員会のメンバー

- h. 独立諮問委員会の構成は、以下の中から SC が決定するものとする：
- A) ラムサール条約の 6 つの地域それぞれから代表される常設委員会メンバー
  - B) ラムサール条約の国際機関パートナーの代表者
  - C) 国際連合人間居住計画 (UN-Habitat) の代表者 1 名
  - D) 持続可能な都市と地域をめざす自治体協議階 (ICLEI) からの代表者
  - E) ラムサール条約の科学技術審査検討会の代表者
  - F) ラムサール条約コミュニケーション・教育・参加・啓発 (CEPA) 監視委員会の代表 1 名
  - G) 関係するラムサール地域イニシアティブの代表者
  - H) ラムサール条約事務局長またはその指定代理人 (オブザーバー)
- i. 技術顧問は、必要に応じて IAC に共同参加することができるが、SC の承認を得ることが条件となる。
- j. IAC のすべての地域締約国代表メンバーは、各 COP 後の SC 会合で合意される。
- k. IAC の全メンバーは、1 つの COP サイクルの任期を務め、将来の更新が可能である。
- l. 議長及び共同議長は、IAC の全メンバーが決定してから 2 ヶ月以内に IAC メンバーによって選出される。
- m. IAC は、必要に応じてコンサルタントやオブザーバーを会議に招待することができる。

### 事務局の責務

- n. 事務局は、利用可能な資源を条件として、また適宜、以下の機能を提供する：
- ・ 新規および更新の認定申請書の起草と発行する。
  - ・ 申請書を受け取り、IAC に転送する。
  - ・ 審査プロセスに特に関連する問い合わせを IAC に転送する。
  - ・ COP 会議に先立つ年次 SC 会議の終了時に、公式通知およびウェブサイトを通じて審査プロセスの結果を発表する。
  - ・ 新たに認定された都市を、それぞれの担当部局を通じて COP 会議での認定証授与式に招待し、招待状には認定都市が COP でオブザーバーとして登録するのに十分な時間を確保し、COP 主催者と協力して式典を準備する。
  - ・ 認定証の作成、COP 式典での新認定都市への贈呈

- ・ 事務局ホームページ内の専用ページの更新
- o. IAC のメンバーとしての事務局の役割は、COP から与えられた義務に基づき、必要かつ適切に、行政手続きにおける最新情報と法的助言を提供することである。事務局は、オブザーバーとして IAC の会議に出席することができ、申請書を審査する義務はない。

## 10. モニタリング・評価プロセス

### 目的

ラムサール条約の湿地自治体認証の目的は、湿地の保全と賢明な利用、地域および国際協力を促進し、地域住民に持続可能な社会経済的利益をもたらすことである。認定、そして認定都市の更新は、この目的を達成するものでなければならない。

地自治体認証がその目的を達成していることを確認するためには、モニタリングと評価プログラムが必要である。湿地自治体認証イニシアティブのモニタリングと評価を行うのは、IAC の責務である。以下は、認定都市のモニタリングと評価のアプローチについて定めたものである：

- ・ 認定都市は、湿地自治体認証に関連する活動について、少なくとも 1 回の簡単な報告書を作成するよう要請される。
- ・ 市のリーダーや市長は、可能であれば、実施した活動を説明する短いビデオを作成し、湿地の賢明な利用と湿地自治体認証がいかに市民に恩恵を与えたかを説明するよう要請される。
- ・ 認定された都市は、知識と経験が共有されるように、他の認定された都市に編集し電子的に配布するために、1 ページのケーススタディを作成するよう要請される。

IAC は、SC と COP に報告書を作成する。報告書は、このイニシアティブの改善と推進に活用される予定である。

## 11. 湿地都市ネットワーク

### 目的

1. ラムサール条約の下で認定された湿地都市は、ラムサール戦略計画を支援するために、都市部および都市周辺部の湿地の保全と賢明な利用を促進する大きな可能性を提供する。湿地都市ネットワークの設立は、地方公共団体や地域社会の努力の結集により、ラムサール条約の実施に貢献することを目的としている。
2. ネットワークは、以下を可能にするプラットフォームとして機能する：
  - a. 湿地都市間のコミュニケーションチャンネルに効果的にアクセスする。
  - b. 都市部および都市周辺部の湿地帯の管理における経験や教訓を、地域の政策に照らして情報交換することを促進する。
  - c. 湿地都市の環境および社会経済的な協力関係を発展させるための対話の促進。

- d. ネットワークメンバー間の人的交流。

## 会員と構成

3. ラムサール条約で認定された湿地都市は、会員として本ネットワークに参加できる。
4. 湿地自治体認証制度に関心のある都市は、オブザーバーとして本ネットワークの活動に参加することができる。
5. 本ネットワークに賛同する国際、国内、地方レベルの政府・非政府組織を含むあらゆる組織は、オブザーバーとして本ネットワークの活動に参加することができる。

## 湿地都市ネットワーク事務局

6. ラムサール条約東アジア地域センターは、湿地都市ネットワークの事務局となる。事務局の機能は、次のとおりとする。
  - ・開催都市が湿地都市市長の定例会合を組織または支援する。
  - ・メンバー間の緊密な調整とコミュニケーションを維持する。
  - ・メンバー間の情報交換を促進する。
  - ・ネットワークのウェブサイトを維持および更新する。
  - ・メンバー間の友情とパートナーシップを築く。
  - ・ネットワーク活動への参加に関心のある都市や組織を招待する。
  - ・湿地都市ネットワークの戦略計画の策定と更新を管理する。

## 運用

7. 湿地都市は、すべてのネットワーク活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
8. ネットワークのメンバーは、市長の円卓会議を通じて毎年定期的に会合するものとする。市長円卓会議は、主に意見の一致または多数決による意思決定、および優先課題に関する湿地都市による対面式の議論のための主要なフォーラムとして機能することを目的とする。
9. ネットワークのメンバーは、保全、賢明な利用、管理、および教育に関連する湿地関連の政策およびプログラムの開発と実施に関する情報と経験を共有する。
10. 湿地都市ネットワークの戦略計画は、2回のCOPサイクルをカバーするように策定される。戦略計画は、ネットワークの正式な枠組みを提供する。

## 財務上の取り決め

11. 湿地都市ネットワークのメンバーは、各都市のリソースを活用して、定期的な会合への出席を含め、ネットワークの活動に参加する。



12. ネットワークのウェブサイトの開発および管理など、ネットワークのその他の活動については、メンバーは相互の合意に基づいて費用を分担する。

#### 付託事項の見直し

13. 湿地都市ネットワークの付託事項は、湿地都市ネットワークのメンバーによって、ラムサール条約締約国会議 (COP) のサイクルに従って、少なくとも3年に1回見直される。この付託事項のいかなる修正も、湿地都市ネットワークによる審議と承認を必要とするものとする。